

## 意見提出用紙

## 「集団的消費者被害救済制度」に対する意見

※ 1枚につき1意見を記載してください。

1. 氏名	(法人・団体等の場合は、法人名・団体の名称及び担当者の氏名) 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史
2. 住所	(法人・団体等の場合は所在地) 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
3. 電話番号	03-5212-3066
4. 電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
5. 御意見	<p><b>【御意見の内容】</b> 制度を有効に機能させる為に、事業者に対する証拠開示制度の充実と、消費者相談機関の情報提供支援の強化を求めます。</p> <p><b>【理由】</b> オプトアウト型の訴訟制度では、被害者の特定と被害金額の特定の為に、顧客データを初めとした事業者の持つ内部資料の提出が不可欠であり、原告の申し立てにより裁判所が行なう被告事業者に対する文書提出義務等の強化がぜひとも必要です。二段階型の訴訟制度でも、第1段階で被害発生を明らかにする為には、被告事業者の文書提出義務等の強化が必要です。新しい制度を有効に機能させる為に、事業者に対するこれらの文書提出義務等の強化を含めた、証拠開示制度の充実を求めます。</p> <p>更に国民生活センターや各地の消費生活センター等については、現行の消費者契約法40条によるPIO-NET情報提供のレベルを大きく超え、適格消費者団体の求めに応じた消費者被害情報の速やかな提供を可能とすることが必要です。また、適格消費者団体の求めがなくとも、国民生活センターや消費者センターの判断により、集合訴訟によって被害者救済が実現出来るような事案について、適格消費者団体への積極的な情報提供や注意喚起等を行う事も考えられます。</p> <p>情報の守秘義務等に配慮しながら、これらの機関が集団的な消費者被害救済の為、積極的に情報提供支援を行なえるよう、組織の位置づけや機能の見直しを進める事を求めます。</p>